

## 2024年度実施方針

国 際 部  
 省 エ ネ ル ギ ー 部  
 新 エ ネ ル ギ ー 部  
 スマートコミュニティ・エネルギーシステム部  
 環 境 部

## 1. 件名 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業

## 2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第四号及び第九号

## 3. 背景及び目的・目標

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の3.1%程度（エネルギー起源CO<sub>2</sub>、2020年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取り組みが重要である。我が国が2015年12月に採択されたパリ協定を踏まえ2021年10月に提出した「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスを2030年度46%削減（対2013年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。」としている。2021年10月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においても、「我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、世界の温室効果ガス排出削減に最大限貢献する。あわせて、二国間クレジット制度（JCM）について、パリ協定6条に沿って、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じてパートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、我が国の削減目標の達成にも活用する。これにより、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収を促進し、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献する。」と記載されている。

京都議定書では、先進国にのみ温室効果ガスの排出削減目標を課していたが、パリ協定では、途上国も含めて各国がNDCを掲げ、脱炭素化への動きが加速していることから、我が国の優れた低炭素技術・システムが海外において温室効果ガス排出削減に貢献するポテンシャルは高まっている。

そこで本事業では、我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCMを活用して海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指す。また、並行して、新たなMRV方法論を開発し、将来の案件形成を促進するための方法論開発事業や、日本政府が推進する民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成をサポートする定量化支援事業を行う。以上

をもって、我が国のNDCの達成に貢献するものとする。

#### 4. 実施内容及び進捗（達成）状況

##### 4. 1 2023年度の（委託）事業内容

2023年度は、2022年度からの継続事業として1件の実証事業を実施した。

##### 4. 2 実績推移

（単位：百万円）

	2011～2022 年度	2023年度	合計
執行額	13,696	（集計中）	（集計中）

#### 5. 事業内容

##### 5. 1 2024年度（委託）事業概要

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業は、戦略的案件組成調査（2019年度以降休止中）、低炭素技術による市場創出促進事業及び定量化促進事業により構成される。

事業実施にあたっては、NEDOで構成するプロジェクトチームを個別テーマごとに設置し、プロジェクトチーム長とプロジェクト主担当者を置く。プロジェクトチーム長は管理・運営を統括し、プロジェクト主担当者は進捗管理のほか、国内外の関係者との調整業務等を行う。

#### （1）低炭素技術による市場創出促進事業

##### ①実証前調査

実証前調査では、実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査し、実証事業の実現可能性や実証事業終了後の技術・システムの普及可能性等を検討する。併せて、必要な場合はJCM手続きを開始する。

〔実施期間〕 原則として1年以内とする。

〔調査テーマの規模〕 原則 50百万円以内/件

〔実施予定件数〕 実施予定件数は定めずに、本事業の予算内で採択する。

##### ②実証事業

事業化評価によって実証事業への移行が認められたものについては、実証事業を実施する。NEDOは、相手国政府機関等との間で協力に関する合意文書（仮に「MOU等」という）を締結し、日本側委託事業者は相手国企業等と契約文書（仮に「PA」という）を締結する。

各実証事業の実施期間は原則として3年以内とするが、実証データ取得及び排出削減量の定量化に必要な期間（1年以上）を確保するものとし、必要に応じ全体期間を調整する。

なお、新規案件の実施内容については、移行決定後、案件毎に別紙1に追加する。

(i) 詳細調査・設計

事業計画やサイト・設備等の詳細調査を行うとともに、設備の基本設計・詳細設計を行う。

(ii) 製作・輸送

設備等の製作・輸送を行う。

(iii) 据付・試運転

日本側の技術指導の下、技術・システムの設置据付・試運転を行う。

(iv) 実証運転・普及啓発

導入した技術・システムの実証運転を行い、設備の有効性を確認するとともに、相手国において普及啓発活動を行う。

(v) 市場創出促進

当該技術・システムの相手国での普及に際し、適正な事業環境が整うために必要又は有効な制度、規制及び規格等に資する取組を行う。

(vi) 定量化に係る手続等

排出削減量の定量化に必要な手法の開発とその妥当性確認、測定・報告・検証 (MRV) を行う。その際には、JCM 等の方法論に準拠した手順で行う。

[実施期間] 原則として3年以内(開発・設置1年、実証運転2年、モニタリング1年以上。案件毎の調整は可)とする。

[事業テーマの規模] 原則 1,000 百万円以内/件

[実施予定件数] 実施予定件数は定めずに、事業化評価を経て実施を決定する。

③ 定量化フォローアップ事業

実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減が見込まれる事業に対して、MRV と技術の普及に係る活動を継続する。

[実施期間] 原則として2年以内とする。

[事業テーマの規模 (2023 年度以降の採択案件)] 原則 20 百万円以内/件

[実施予定件数] 実施予定件数は定めずに、本事業の予算内で採択する。

(2) 定量化促進事業

① 方法論開発事業

「低炭素技術による市場創出促進事業」をはじめとする JCM 事業実施及び我が国発の有望技術の普及に資するため、必要と見込まれる MRV 方法論の開発と排出削減量の試算及びそれらの実施に必要な前提条件検討を行う。

また、我が国の排出削減貢献を国際的に発信するために必要な評価手法の検討や、それらを用いて優れた成果のある事業の定量化について、専門家等を活用した調査事業を実施する。

[実施期間] 原則として1年以内とする。

[事業テーマの規模] 原則 20 百万円以内/件

[実施予定件数] 実施予定件数は定めずに、本事業の予算内で採択する。

② 定量化支援事業

JCM パートナー国において日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象として MRV 方法論を開発・適用し、当該事業の温室効果ガス排出削減量を検証するとともに、JCM のルールに則り所定の手続きを実施することで、我が国の JCM クレジット獲得を支援する。

[実施期間] 原則として4年以内とする。

[事業テーマの規模] 20 百万円～100 百万円/件 程度を目安とする。

[実施予定件数] 実施予定件数は定めずに、本事業の予算内で採択する。

なお、上述の事業を円滑に実施するため、JCM パートナー国政府機関、UNFCCC（特に気候技術センター・ネットワーク（CTCN））又は他の気候変動関連の国際機関等との連携に関し、NEDO が政府と共同実施する情報収集・共有、ニーズマッチング及びその具体的な展開（案件提案国における調査事業等の実施等）について、必要に応じて委託により実施する。

## 5. 2 2024 年度事業規模

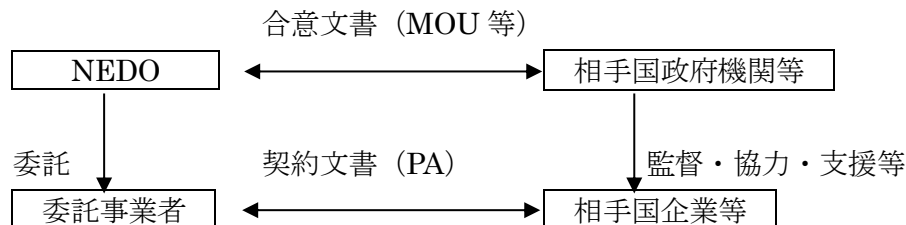
○エネルギー対策特別会計（需給勘定） 700 百万円（継続）

（注）事業規模については変動があり得る。

## 6. 事業の実施方式

### 6. 1 実施体制

低炭素技術による市場創出促進事業



### 6. 2 公募

#### (1) 掲載する媒体

NEDO ホームページにて行う。

#### (2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前に NEDO ホームページにて行う。

#### (3) 公募時期・回数

事業の進捗を踏まえ、適宜実施する。

#### (4) 公募期間

原則として 30 日間以上とする。

#### (5) 公募説明会

川崎等での対面開催もしくはオンライン形式にて開催する。

なお、課題設定型で公募を実施する場合には、当該課題設定の参考とするために、公募開始前に本事業で取り組むべき課題について、必要に応じ情報提供依頼等（RFI：Request for Information）を行うものとする。

## 6. 3 採択方法

### (1) 審査方法

提案者に対しヒアリング等を実施したうえで、NEDO が設置する採択審査委員会（学識経験者、産業界出身者等の外部有識者で構成。）等の審査を経て、NEDO が決定する。また、必要に応じて、検討技術内容に特化した技術検討委員会を開催する。

なお、審査プロセスは非公開とする。

### (2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

70 日程度とする。

### (3) 採択結果の通知・公表

採択結果については、NEDO から提案者に通知する。なお、不採択者の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

### (4) 採択結果の公表

採択案件については、提案者の名称、テーマの名称等を公表する。

## 7. その他重要事項

### 7. 1 評価

NEDO は、我が国の政策的観点並びに事業の意義、成果及び普及効果の観点から、事業評価を実施する。なお、個別テーマの終了時評価については、低炭素技術による市場創出促進事業の最終年度の翌年度までに実施する。

### 7. 2 運営・管理

実証段階や終了後の事業展開に向けた様々なリスクを低減するため、最新の「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」を活用し、個別テーマのリスクマネジメント（リスクの特定・評価、対応計画の策定・実行、監視）を実施する。また、得られた知見や経験を形式知として組織に蓄積し、継承していく。

また、実証事業への移行が決定した段階で個別テーマの詳細を別紙 1 に追加する。

### 7. 3 複数年度委託契約の実施

各案件の進捗に応じ、必要なものは複数年度委託契約を行う。

#### 7. 4 低炭素技術による市場創出促進事業に係る基本契約書の締結

原則として、実証前調査、実証事業、定量化フォローアップ事業の一連の事業を包含する基本契約書を締結する。

#### 7. 5 安全保障貿易管理について

本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は対象外とする。

#### 7. 6 対象とする温室効果ガス削減事業について

本事業はエネルギー対策特別会計（需給勘定）予算に拠ることから、「特別会計に関する法律」第八十五条に基づき、エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業を対象とする。

### 8. 年間スケジュール

#### 8. 1 本年度のスケジュール（予定）

2024年	3月中旬	公募開始
	3月下旬	公募説明会
	5月上旬	公募締切
	6月中旬	採択審査委員会
	6月下旬	契約・助成審査委員会
	7月上旬	採択決定

※ スケジュールは、「低炭素技術による市場創出促進事業」を対象としており、「定量化促進事業」については、スケジュールが定まり次第、公表することとする。なお、スケジュールは関係者との調整の上、変更する可能性がある。

#### 8. 2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、2023年度中に2024年度に実施する事業の公募を開始する。

### 9. 実施方針の改定履歴

2024年 2月 制定

以 上